

○帯広市畜産研修センター条例施行規則

昭和62年 1 月 9 日

規則第 1 号

改正 平成 6 年 4 月 1 日規則第26号
平成 7 年12月29日規則第61号
平成 9 年 2 月13日規則第 3 号
平成15年 4 月 1 日規則第25号
平成17年 3 月30日規則第24号
平成17年 3 月31日規則第31号
平成17年 9 月30日規則第64号
平成19年 3 月30日規則第28号
平成20年 3 月31日規則第13号
平成26年 4 月30日規則第25号
平成28年 9 月30日規則第46号
平成30年10月 1 日規則第53号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、帯広市畜産研修センター条例（昭和61年条例第42号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により、帯広市畜産研修センター（以下「畜産研修センター」という。）の使用許可を受けようとする者は、帯広市畜産研修センター使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 3 条 市長は、畜産研修センターの使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。ただし、市の主催に係るものについては、この限りでない。

(不許可の通知)

第 4 条 条例第 7 条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を書面にて申請者に通知するものとする。

(使用内容の変更)

第 5 条 第 3 条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該許可に係る使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料等の後納)

第 6 条 条例第 9 条第 2 項ただし書の規定による使用料等の後納は、次の各号のいずれかに該当

する場合に認めるものとする。

- (1) 行政機関等が使用するとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

2 使用料等を後納しようとする者は、帯広市畜産研修センター使用料等後納申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第7条 条例第9条第3項の規定による使用料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、暖房料については、減免の対象としない。

- (1) 免除

ア 市が主催する行事等で利用する場合

イ 市内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校及び帯広市立南商業高等学校が教育又は保育目的で利用する場合

ウ その他市長が特に認めた場合

- (2) 5割減額

ア 市が共催する行事等で利用する場合

イ 市内の高等学校が教育目的で利用する場合（帯広市立南商業高等学校を除く。）

ウ その他市長が特に認めた場合

2 使用料の減免を受けようとする者は、帯広市畜産研修センター使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、帯広市畜産研修センター使用料減免決定書（様式第3号の2）により通知するものとする。

（使用料の還付）

第8条 条例第10条第1項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに定めるとおりとする。

- (1) 使用者の責に帰することのできない理由又は突発的事故により使用不能になったとき
全額
- (2) 使用日の前日までに使用許可の取り消しの申出があつて、市長が認めたとき 5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、帯広市畜産研修センター使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（係員の立入）

第9条 市長は、畜産研修センターの管理上必要があると認めるときは、当該使用場所に係員を立ち入らせることができる。

（使用者の遵守事項）

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 使用許可を受けた設備以外を使用しないこと。
- (3) 許可なく畜産研修センターの内外で物品の配布、販売若しくは飲食物の提供又は金品の募金、寄附等の行為をしないこと。
- (4) 許可なく広告宣伝物等の掲示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- (5) 火気の取扱いに十分留意すること。
- (6) 使用時間を厳守すること。
- (7) 使用後は係員の点検を受けること。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第11条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
- (2) 館内外を汚損し、又は施設設備を損傷しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 指定の場所以外に車を乗り入れ又は駐車しないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(入館者の規制)

第12条 市長は、明らかに館内の秩序を乱すおそれがあると認めた者については、入館を拒否することができる。

(損害賠償)

第13条 条例第12条の規定による損害の賠償額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) き損 修繕に要する額
- (2) 滅失 残存価格に見合う額

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第14条 条例第13条の規定により指定管理者に畜産研修センターの管理を行わせる場合における第2条、第3条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「様式第1号」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、畜産研修センターの管理その他必要事項については、別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第26号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月29日規則第61号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年2月13日規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第25号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第24号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第31号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第64号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成26年4月30日規則第25号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第46号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日規則第53号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。